

法人名	大阪府道路公社					
法人所管課	都市整備部交通道路室道路整備課					
設立年月日	昭和58年4月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			1名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	27名		うち府派遣	14名	うち府退職者	8名
主な事業概要	○有料道路事業(烏飼仁和寺大橋、箕面) 道路管理業務 料金徴収業務 道路保全業務					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 公社は、道路整備特別措置法に基づき道路管理者の本府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 公社における資金調達については、路線ごとに収支バランスをとることが求められており、中期経営計画の目標を達成すべく、維持管理経費抑制や利用促進、着実な借入金の償還など、より一層の経営収支改善への取り組みが必要である。
- 阪神圏の高速道路料金について、利用者の視点に立った料金体系を実現するため、平成29年度当初を目途に、管理主体を超えた料金体系一元化を目指すとともに、接続する高速道路会社への路線移管に向けた取り組みを進める。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
- 中期経営計画を踏まえ、引き続き効率的・効果的な維持管理費の縮減に取り組み、計画的な借入金の償還を推進する。
- 料金体系一元化にあわせ、接続する高速道路会社への移管を目指し、本府と連携しながら 具体的協議を進めるとともに、公社組織のあり方を決定する。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 公社では、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行った結果、管理上の瑕疵に起因する事故発生を0件とすることができた。
- 中期計画(平成28年3月策定、平成29年5月改定)を踏まえ、効率的・効果的な維持管理の縮減に取り組み、平成29年度末において建設時借入金を約1/3まで減少した。
- 利用者の視点に立った高速道路料金の一元化を目指し、継ぎ目のないシームレスな料金や合理的・効果的な一元管理の実現を図るため、本府とともに国等に働きかけた結果、国土交通省から「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)(2017年12月策定、2018年12月改正)」が公表され、この中で、「管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現」が示された。
この具体方針に基づき、2018年4月に堺泉北有料道路と南阪奈有料道路をNEXCO西日本へ移管し、さらに、2019年4月にも第二阪奈有料道路を移管した。
この路線移管に伴う移管額の受入れにより、2019年度当初に借入金は実質的にゼロとなった。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 公社は、道路整備特別措置法に基づき道路管理者の府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 公社の経営については、路線ごとに収支バランスをとりながら、建設費を着実に償還することが求められている。
- 引き続き、近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向け、箕面有料道路の移管を目指す。

【上記課題に対する対応方針等】

- 通常の維持管理とあわせて、近年の災害時の経験を踏まえた防災対策の強化に取り組む。
- 公社の経営については、2019年3月に策定した中期経営計画(2019年度～2021年度)に基づき、安全・安心で利便性の高い道路サービスを確保しながら、経費縮減に取り組み、計画的な建設費の償還に努めていく。
- 移管した3路線の経験を踏まえ、箕面有料道路の移管にかかる課題の整理や解決に向けて、本府と緊密に連携しながら高速道路会社等との協議を進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
 - ・ 24時間いつでも、大規模な交通事故や地震等の非常時に迅速な対応できるよう体制の構築や指揮命令を行う。
 - ・ 日々の道路巡回や日常点検等を行い、管理上の瑕疵に事故発生0件に取り組んでいる。
- 中期経営計画を踏まえ、引き続き業務の効率化等によるコスト縮減や利用促進に取り組み、計画的な建設費の償還を推進する。
 - ・ 維持管理方法の工夫、管理水準の見直しや電力調達方式の見直し、高速道路会社への業務委託等によるコスト縮減に取り組んでいる。
 - ・ 利用者ニーズの把握と改善により、より一層の利用者視点に立ったサービスの提供に取り組んでいる。
- 箕面有料道路の移管にかかる課題解決に向けた具体的協議・調整方針を決定するとともに、公社のあり方を検討する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 公社の性格からの必要性
公社は、道路法、道路整備特別措置法、地方道路公社法に基づき、道路管理者である本府の権限を代行して幹線道路を有料道路として整備し、管理を行っている。これらの事業を行うにあたっての国土交通大臣に対する許可申請等についても、公社単独ではなしえず、議会の議決を経た上で本府の同意を必要とされている。
このように、公社の業務は、本府の道路政策と密接不可分であり、こうした業務を適正かつ円滑に執行するためには、行政経験が豊富で本府の道路政策に精通している人材が公社の運営を行う必要があり、引き続き、理事長には府関係者の就任が不可欠である。
- 現在の課題等からの必要性
公社の運営に加え、近畿圏の高速道路料金体系一元化の実現に向けた公社路線の移管は本府の重要な政策課題の一つであり、その実現のためには本府と十分な調整を図りながら、国、高速道路会社等と協議を進めることが不可欠である。
また、箕面有料道路の移管協議の状況を踏まえながら、公社のあり方についても検討する必要があり、本府の政策課題に連携して取り組む者として、引き続き、理事長には府関係者の就任が不可欠である。

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	30.5名		うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
主な事業概要	あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託)					
対象役員	代表理事(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの		5回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、あいりん地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政による直接実施が困難な労働対策について、公益財団法人として現地特性を踏まえながら、行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など各行政機関等との連携や取組みが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要である。現在、耐震化手法等について「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」における議論を踏まえながら、今後の西成労働福祉センター事業のあり方を検討する必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- あいりん地域の労働者を取り巻く社会環境の変化や地域の不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、あいりん地域の行政機関や関係団体との連携により、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている第5回「あいりん地域まちづくり会議（H28.7.26開催）」（事務局：西成区役所）において、西成労働福祉センターの現地建替えを前提に、仮移転先を「南海電鉄高架下」とする方針を決定し、平成31年4月に仮移転を円滑に実施。
- 西成労働福祉センターの本移転施設のあり方については、「労働施設検討会議」において検討中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】 ※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」（H28～H32）に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- あいりん地域の労働市場の変容等の外部要因の変化及び職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を図り、進捗管理を行っていく。
- 平成32年度までの今期「中期運営方針」に掲げた目標達成に努めつつ、「西成特区構想」や本移転施設の機能、規模の議論等の動きや環境変化に応じて「中期運営方針」の見直し等の必要性の検討を行っていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- あいりん地域を取り巻く社会環境の変化や不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、各種地域の行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえて、地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

【成果】

- あいりん労働福祉センターの閉鎖、仮移転先への事務事業の円滑な移転を計画どおりに実現。
- 平成28年度から平成32年度にわたる新中期運営方針及び経営目標の策定において、法人本来のミッションに直結した内容、及び高いレベルの成果目標を設定し、これまで計画どおりに目標を達成している。今後の毎年度の経営目標の設定及びその達成に向けては、法人のリーダーとして目標達成に尽力する。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域における労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域における労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。
- 法人が抱える課題対応については、法人運営のみに捉われた対応ではあいりん対策としては不十分な判断となり地域の安定を損ねる。高度な行政経験により培われた高所的判断に基づく対応こそ、地域対策に求められることから、府関係者の就任が必要である。

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	30.5名		うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
主な事業概要	あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託)					
対象役員	業務執行理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H30年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの	5回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえながら行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえながら「中期運営方針」(H28~H32)に掲げた目標を達成する必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要である。現在、耐震化手法等について「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」における議論を踏まえながら、今後の西成労働福祉センター事業のあり方を検討する必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、大阪府のあいりん地域の労働者施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的見直し・改善をリードして職員に浸透させる。また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域の各団体の要望や意見への対応窓口としての役割を担う。
- 法人は地域の労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成されている大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。

○「西成特区構想」やあいりん総合センターの耐震化を踏まえた地域の職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、耐震化に伴う新施設のあり方に積極的に提言し関与していく。また、日雇労働を中心とする地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている第5回「あいりん地域まちづくり会議（H28.7.26開催）」（事務局：西成区役所）において、西成労働福祉センターの現地建替えを前提に、仮移転先を「南海電鉄高架下」とする方針を決定し、平成31年4月に仮移転を行っている。
- 西成労働福祉センターの本移転施設のあり方（機能、規模等）については「労働施設検討会議」において検討している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえながら行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえながら「中期運営方針」（H28～H32）に掲げた目標を達成する必要がある。
- 生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められる中、同区内に所在するあいりん総合センターのあり方についても検討されており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。
- 法人の活動拠点となるあいりん総合センターの耐震性が脆弱であるため、現地建替えを前提に平成31年4月に「南海高架下」に仮移転したところである。今後引き続き、「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設規模、機能の検討の議論を踏まえながら、法人として、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- 法人の仮移転時において、事業運営が円滑に行われるように、地域との調整を図りつつ財団内の事業の取組みを行う。
- 日雇労働市場の変容等の外部要因の変化、「西成特区構想」や「労働施設検討会議」等での議論を踏まえ、法人の事業のあり方検討を主導し、必要な改善作業を指揮監督する。
- 「中期運営方針」に掲げた目標達成に向けた事業の進捗管理を行い、本移転施設の機能、規模の議論等の動き等の外部要因の変化の影響により「中期運営方針」の見直し等の必要性が生じた場合には、法人のミッションに沿った具体的かつ現実的な提案を行う。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○実質的運営を担当する事務局長を兼務し、あいりん地域における大阪府の労働施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的な見直し・改善をリードして職員に浸透させる。

また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する対応窓口としての役割を担う。

○法人はあいりん地域における労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成される大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。

○あいりん地域における主要な職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、本移転施設のあり方に積極的に提言し関与していく。また、地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

〔成果〕

○あいりん労働福祉センターの閉鎖、仮移転への事務事業の移転を円滑に実現することができた。また、仮移転施設において円滑な事業の実施に取り組んでいる。

○平成28年度から平成32年度にわたる新中期運営方針の策定において積極的に議論をリードした。今後の毎年度の経営目標の設定及びその達成においては法人事業のリーダーとして目標達成にあたる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

○同法人は、府が担うべきあいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。

○あいりん地域の労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。

○地域に生じる問題は、早期に対応しなければ大きな問題に発展する事案が多く、法人は大阪府の現地実施機関として各関係機関と連携して迅速に行政的対処を行ってきた。府職員の身分を持って調整していることが各関係機関と即時に連携した対応に繋がっているため、府関係者の就任が必要である。